

# 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」に対する意見

平成20年12月19日

日本弁護士連合会

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（中間まとめ）」（平成20年9月30日付。以下「中間まとめ」という。）について、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

## 意見の趣旨

- 1 同特別委員会が、法科大学院の教育の質の向上に向けて、法科大学院の理念に沿った改善策の検討を進めていること、とりわけ、「中間まとめ」が、法科大学院教育の共通的な到達目標の策定を提言していること、及び、教育体制充実の見地から法科大学院の入学定員の見直し(適正化)に言及していることは、評価に値する。
- 2 本年度末までにとりまとめが予定されている最終意見については、上記方向性を堅持しつつ、とりわけ以下の点に留意して検討が進められることを望む。

### 法科大学院の到達目標の設定について

- ）到達目標の設定にあたっては、法律実務家の養成課程として、法律実務にとっての重要性という観点を十分考慮すること。
- ）到達目標の設定の主たる目的は、修得すべき知識の最低限の範囲を確定することによって、学生がいたずらに知識の暗記・詰め込みに走る弊害を予防し、もって、実質的な法的問題解決能力の涵養に力を注げる体制を整えることにあることに鑑み、法的思考力の涵養を重視した適切な到達目標を設定すること。

### 教育内容の充実について

法律基本科目の基礎的な学修確保に際しては、法律実務基礎科目の重要性に十分配慮し、両者の有機的な関連を目指すこと。

### 入学定員数の見直しについて

- ）大規模法科大学院については、少人数による充実した教育が確保されるよう、定員の削減を積極的に検討すること。

) 教育の機会均等, また, 弁護士過疎・偏在の解消, さらには, 地域に根ざした特色ある教育・研究を推進する見地から, 法科大学院の全国適正配置の観点に十分配慮すること。

) 司法試験の合格実績を定員見直しの指標として過度に考慮すべきではなく, あくまでも教育の質の確保という見地から総合的に判断されるべきであること。

## 意見の理由

### 1 「中間まとめ」の意義

同特別委員会は, 平成20年9月30日, 「中間まとめ」を公表した。同特別委員会が, 現在, 法科大学院の制度と運用に対して論じられている様々な問題点に対し, 司法制度改革審議会意見書で提言された法科大学院の理念に沿った改善方策の検討を進めていることについて, 当連合会は, 敬意を表するものである。

「中間まとめ」は, 法科大学院における教育の質の一層の向上を図るための改善の方向を示すものであり, 法科大学院の学生が修了時までには到達すべき共通の目標を設定することや, 法科大学院の入学定員削減の必要性に言及している点など, その基本的な方向性において, 評価できるものである。

同特別委員会は, 本年度末までに最終的な改善方策に関する提言をとりまとめる予定とされているが, 同とりまとめに際しては, 上記検討の基本的方向性を堅持しつつ, とりわけ以下の点に留意して検討を進められるよう, 要望する。

### 2 法科大学院の到達目標の設定について

「中間まとめ」は, 法科大学院の学生が修了時までには到達すべき共通の目標を設定することが必要であるとし, 今後, 具体案の策定に取り組むとの方針を示しているが, 今後の検討に際して留意されるべき点は以下のとおりである。

#### 法律実務家にとっての重要性の観点

当連合会は平成20年9月3日「法科大学院教育の到達目標についての提言」において, 法曹養成に特化した教育を行うものと位置付けられた法科大学院の教育のあり方を検討する上で, この観点の重要性を指摘したところである。

「中間まとめ」では, このような観点が明確でないように思われ, 到達目標における具体的な法的知識の重要度を判断する際には, 法律実務の観点(現実の紛争解決ないし事件処理の観点)が重視されるべきことを, 改めて指摘したい。

法的思考力の涵養を重視した到達目標を

到達目標の設定の主たる目的は、修得すべき知識の最低限の範囲を確定することによって、学生がいたずらに知識の暗記・詰め込みに走る弊害を予防し、もって、実質的な法的問題解決能力の涵養に力を注げる体制を整えることにある。

したがって、到達目標の設定を通じて、これが全国の法科大学院において採用され、認証評価基準や司法試験の出題にも反映されることにより、受験準備に偏り知識偏重に陥りがちな状況を大きく改善していくことが期待される。

「中間まとめ」の示した構想の中に、上記のような問題意識をより強く打ち出していくことが必要である。

### 3 教育内容の充実について - 法律実務基礎科目の重要性に配慮を

「中間まとめ」は、「法曹として求められる法律基本科目の基礎的な学修を確保することが必要である」としつつ、「法律実務基礎科目の内容をさらに広げるか、また配当年次をどうするか等について、検討すべきである。」と提言している。

上記提言が意図しているところは必ずしも明らかでないが、教育内容の充実に向けた改善方策の検討に際しては、法律実務基礎科目の重要性に十分配慮されることを要望する。すなわち、法律基本科目の学修確保の名のもとに、認証評価基準として実務基礎科目の必修単位を6単位から10単位に増やすことなど臨床科目をはじめとする実務科目の充実を目指す既定方針に逆行したり、この間の関係者・機関の営々たる努力の積み重ねと成果を無にすることのないよう、両科目群の有機的な連携など多面的な検討(例えば、実務に即して基礎理論を理解させる工夫など)が必要と考える。

とりわけ、司法修習が1年間となり、法科大学院が法曹養成の中核的な役割を担うことになった新制度の枠組みをふまえ、改めて法科大学院における臨床系科目を含む実務導入教育、実務架橋教育の重要性を十分に留意すべきである。

### 4 入学定員数の見直しについて

教育内容の充実を実現する見地から、入学定員数が適正な規模に縮小された結果、法科大学院修了者が相当の割合で法曹資格を取得できるようになるとすると、優秀な法曹志望者の法科大学院への入学促進とともに、法科大学院における教育を、その理念に沿った方向に誘導する効果が期待できる。この意味で、「中間まとめ」が示す基本的方向性は注目に値するものであるが、そこで提言されている定員削減の具体的方策については、いくつかの問題点も含んでいる。したがって、以下の点をふまえて今後の検討が行われることを

要望する。

大規模法科大学院を含めた見直しを

入学定員数の縮小が上記効果をもたらすには、社会人の就学機会の確保や地域的な適正配置に十分配慮しつつ、定員の大幅な削減が不可欠と考えられる。そのためには、大都市の大規模校の定員に関しても、大胆な見直しの眼を向けるべきである。この点、司法試験の合格者数や教員の配置状況などを削減の主たる基準とするのでは、大規模校の定員削減は進まないであろう。これらの要素は、もともと大規模校に有利なものばかりだからである。また、大規模校においても、教員の加重負担や少人数教育の不徹底などの面において、より高い質の教育を実践する上での課題が存在することは言うまでもない。

このような観点から、専任教員による充実した少人数教育を実現するために、大都市の大規模校において100名規模の大幅な定員削減をすること等により、全国で定員を4000名程度に減少させることが考えられる。

全国適正配置の観点をふまえて

定員削減や統廃合については、その対象が、事実上「小規模の法科大学院や地方の法科大学院」に絞り込まれていく懸念があるので、教育の機会均等の理念から、また、弁護士過疎・偏在の解消の見地から、全国適正配置に十分留意される必要がある。

「中間まとめ」は「特に小規模の法科大学院や地方の法科大学院において、今後、単独では、質の高い教員が十分確保できず、充実した法律基本科目や幅広い先端・展開科目の提供が困難となるなど、教育水準の継続的・安定的な補償について懸念が生じている場合には、他の法科大学院との間で教育課程の共同実施・統合等を図ることを積極的に検討する必要がある。」としている。

しかし、司法制度改革審議会意見書は「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮すべきである」としており、法曹一元の理念や日弁連として推進してきた地域司法計画の観点からも、地域において地域の法曹を養成するという理念や、弁護士過疎偏在対策として法科大学院が果たすべき役割も重要であって、地方の法科大学院のみの犠牲の上に定員削減が進められることはあってはならない。小規模な法科大学院が自発的に他校との連携を深めて教育内容の充実を図ることは大いに推奨されるべきであるが、効率一辺倒の発想から法科大学院創設の理念が見失われることのないよう適切な配慮がなされるべきである。

司法試験合格実績を指標とする評価は慎重に

定員削減の指標として、司法試験の合格実績を過度に考慮することがあってはならな

い。指標とされるべきは、あくまでも教育内容のいかんであって、試験の結果はその表れの1つであるに過ぎない。

この間、法科大学院認証評価機関による認証評価においては、法科大学院が受験予備校化することがないように、法律基本科目のみならず実務基礎科目や展開先端科目、基礎法隣接科目も含めたバランス良い教育を行うことを推奨しており、司法試験合格実績を重視したり、そのみで評価をするようなことはしていない。残念ながら、いわゆる受験予備校化してバランスを欠いた教育に陥ってでも、司法試験合格率を維持しようとする動きが一部の法科大学院に見られるとの指摘がなされている。

「中間まとめ」も「司法試験の合否のみにより法科大学院の教育成果のすべてを評価することは適切とはいえない」としており、入学定員数の縮小が必要な場合として、「司法試験に合格し、法曹として活躍できる者の割合が著しく低い状況が継続的に見られる法科大学院」とするなど、一定の配慮はみられるように思われるが、司法試験合格率の低さばかりが問題点として強調される懸念もあり、このとりまとめが、その意図に反して法科大学院の受験予備校化を助長する結果となることのないように今後の展開を注視したい。

#### 4 おわりに

今後の同特別委員会の検討に際しては、共通の到達目標の設定や法科大学院の定員削減など、法科大学院教育の充実に向けた諸施策が、以上の諸点に十分留意しつつ、法科大学院の理念に沿った方向で、適切に検討されることを要望する次第である。

なお、当連合会では、現在、法科大学院、司法試験、司法修習とその連携のあり方を含めた法曹養成過程全体に関する提言を検討中であり、そこで、法科大学院のあり方についてのより具体的な提言を行う予定であることを付言する。